

(お知らせ)

令和4年12月27日
防 衛 省

日米間の相互政府品質管理に係る枠組みの合意について

防衛省では、有償援助（FMS）調達に係る契約管理費の減免制度として、これまで、米国国防省との間で、日米間の相互政府品質管理に係る枠組みについて調整を進めてきましたところ、この度、基本的合意に至りましたのでお知らせいたします。

本枠組みは、日米防衛当局間で調達装備品の品質管理業務の相互提供を行うためのものです。具体的には、米国が調達する装備品等の日本国内での品質管理を日本側が無償で行う代わりに、日本が調達する有償援助（FMS）装備品等の品質管理に係る費用の減免を受けることなどを内容とします。

本枠組みに基づき、FMS調達額が縮減され、FMS調達の合理化が推進されます。また、同盟国である米国との調達分野における協力関係の向上に繋がるものと考えております。

今後、日米間で細部実施に関する事項等について調整を行った上で、署名を行う予定であり、引き続き、FMS調達における合理化を推進するとともに、日米の防衛当局による防衛装備品の調達に関する協力を強化してまいります。

(以上)